

九十九里町議会災害対応マニュアル

大規模な災害時にあっては、特に初期を中心に、議会本来の機能とは別に、九十九里町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携し、被災町民の救援と被害復旧のために、非常の事態に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、本町議会は、大規模な災害時においては、以下の基本姿勢に立って、取り組みを行うものとする。

- ・ 町対策本部が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できる様、必要な協力、支援を行う。
- ・ 国、県、関係行政機関等に適時適切な要望活動を行い、町の復旧・復興の取り組みをバックアップする。

(対応の基本方針)

- ① 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、町対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- ② 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括に当たる。
- ③ 議員は、①のほか、地域の一員として町民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- ④ 特に災害初期においては、町対策本部が災害対応に専念できるよう、議員からの町対策本部への要望は、九十九里町議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を通じて提出する。

大規模な災害発生時の九十九里町議会議員の行動マニュアル

1 災害発生時

- (1) 議員は、町内にて震度5弱以上の地震が発生、または、大規模な災害の発生を知った時は、災害対策会議の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
- (2) 議員は、自身や家族の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。

※ 本会議（又は委員会）開会中における対応

- ・ 議長（又は委員長）は、発言の途中であっても、直ちに休憩又は延会（又は散会）を宣告する。
- ・ 議場（又は議員控室）から避難が必要になった場合、議長（又は委員長）は、議会事務局職員に傍聴者を始めとする議場（又は議員控室）内参集者の避難誘導を指示し、全員の速やかな避難を図るものとする。

2 初動期

(1) 災害発生時、議員は安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、常に所在又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。

(2) 議員は自身の安全確保のため、自身の避難を優先させることを前提とするが、地域の一員として地域の被災者の安全確保及び避難誘導に協力する。

◎ 安否連絡方法 ⇒ 議員個人から次の手段により議会事務局に連絡する。

- 1 電話 0475-70-3135
- 2 FAX 0475-70-3188
- 3 メール gikai@town.kujukuri.chiba.jp

3 初動期経過後（議会が通常の機能を回復するまで）

(1) 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。

(2) 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、災害対策会議に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援等の共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。

(3) 議員は、町民に対し、知り得た正確な災害情報を積極的に提供する。

4 災害対策会議から議員への情報伝達方法の優先順位は次のとおりとする。

- 1 メール
- 2 FAX
- 3 電話

5 参集又は活動時の留意事項

(1) 貸与された防災服、帽子及び自身の安全を確保できる服装（防災活動に支障のない安全な服装）、雨具、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ等をできる限り携帯し、個人用として食料や飲料水も携帯する。

(2) 交通手段は、道路事情を考慮し、活動に適したものを使用する。

※ このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。